原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル

【島根原子力発電所事故対応】

令和4年8月

高 梁 市

目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
第1章 原子力災害時等の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3	}
1. 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置 ・・・・・・・ 3	}
2. 受入対象の避難地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	5
3. 連絡体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	5
4. 避難者受入活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	;
第2章 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	0
1. 避難所運営マニュアルの基本方針 ・・・・・・・・・・・ 1	0
2. マニュアル対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
第3章 避難経由所の開設・運営 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
1. 避難経由所設置の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
2. 避難経由所の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
3. 避難経由所の開設・運営方法 ・・・・・・・・・・・・・ 1	3
第4章 避難所の開設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	8
1. 全体的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	8
2. 施設の解錠・開門 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	8
3. 避難所の開設準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	9
4. 避難者の受入れと誘導 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	0
5. 高梁市(防災復興推進課)への連絡 ・・・・・・・・・・・・2	0
6. 避難所開設の周知・広報 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	1
7. 食糧・物資等の管理, 配給 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	1
8. 体調不良者への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	1
第5章 避難所の運営・管理 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
1. 全体的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
2. 避難所運営委員会設置以前の対応 ・・・・・・・・・・・・ 2	2
3. 避難所運営委員会の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	3
第6章 避難所の撤収 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	4
1. 全体的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	4
2. 情報の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	4
3. 避難所集約に伴う移動 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	4
4. 避難所の閉鎖時期,撤収準備等避難者への説明 ・・・・・・・・・ 2	4
5. 避難所閉鎖後の正常業務体制の準備 ・・・・・・・・・・・ 2	4
6. 避難所撤収準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	4
参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	5
様式集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別	川冊

はじめに

平成23年3月11日に東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を踏まえ、平成24年10月、原子力規制委員会は原子力災害対策指針の見直しを行い、原子力災害対策を重点的に実施すべき「原子力災害対策重点区域」として原子力発電所から概ね半径5kmが目安の「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)」及び、概ね半径30kmが目安の「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」が設定されました。

高梁市は、このことを踏まえて島根県が策定した「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」において、中国電力株式会社島根原子力発電所(以下「発電所」という。)で原子力災害が発生し、UPZ内の住民の避難が必要となった場合の一時避難先自治体として位置付けられています。

このマニュアルは発電所の事故による原子力災害時において,広域的な避難が必要となる場合に備え,円滑に避難経由所,避難所を開設・運営し,避難者の方々の安全・安心を確保することを目的とします。

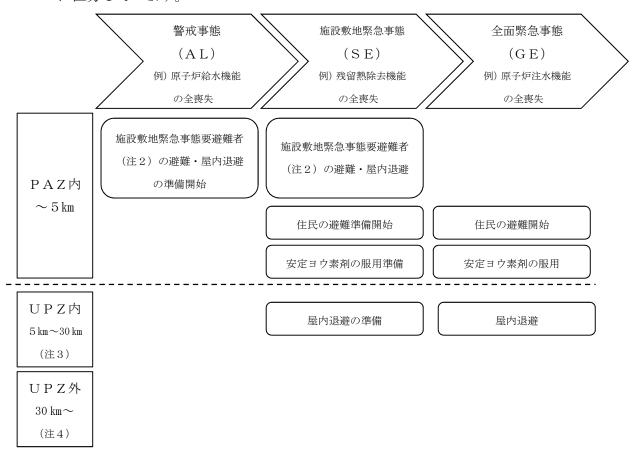
なお、今後もより実効性のあるマニュアルとなるよう、国内の原子力防災対策の取組等による新たな知見や訓練での成果等を踏まえた見直しを必要に応じて行います。

第1章 原子力災害時等の対応

1. 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置

(1) 原子力災害対策指針に基づくEALの考え方 (注1)

緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防 護措置を講じることとしています。具体的には、発電所の状況に応じて、緊急事態を3 つに区分しています。



(注1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル

避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に 定めた判断基準

- (注2) PAZ内の住民等であって,施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
 - イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
 - ロ 妊婦, 授乳婦, 乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
 - ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
- (注3) 事態の規模,時間的な推移に応じてUPZ内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合もある。
- (注 4) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

(2) 原子力災害対策指針に基づくUPZの防護措置の考え方(OIL※)

放射性物質の放出後,原子力災害対策本部が,原子力災害対策指針に則って緊急時モニタリングの結果に基づき,高い空間放射線量率が計測された地域においては,被ばくの影響をできる限り低減する観点から,数時間から1日以内に避難等の緊急防護措置を講じることとしています(OIL1)。また,それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても,無用な被ばくを回避する観点から,1週間以内に一時移転や地域生産物の摂取制限等の早期防護措置を講じることとしています(OIL2)。

また、避難や一時移転等が必要ない空間放射線量率が計測された地域においても、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施し、基準を超えるものにつき摂取制限を実施します (OIL6)。

緊急防護措置 早期防護措置 飲食物摂取制限 500 μ Sv/h 以上 20 μ Sv/h 以上 0.5 μ Sv/h 以上 数時間内を目途に区域を特定 1日以内を目途に区域を特定 数日内を目途に飲食物中の放 射性核種濃度を実施すべき区 域を特定【飲食物に係るスク 避難(移動が困難な者の一時 対象地域の生産物の摂取を制 リーニング基準】 屋内退避を含む)の実施 限【OIL2】 [OIL1] UPZ内 1週間以内を目途に飲食物中 $5 \text{ km} \sim 30 \text{ km}$ の放射性核種濃度の測定と分 対象地域の住民を,1週間程度 析を実施 内に一時移転【OIL2】 避難者等を対象に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は 基準を超えるものにつき摂取 簡易除染 制限を迅速に実施【OIL6】 [OIL4]

※OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

UPZ外

30 km

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

UPZ内と同じ

2. 受入対象の避難地域

市名	地区名	人 口(平成29年12月31日現在)	備考
松江市	東出雲町揖屋地区	6,310人	

※UPZに該当

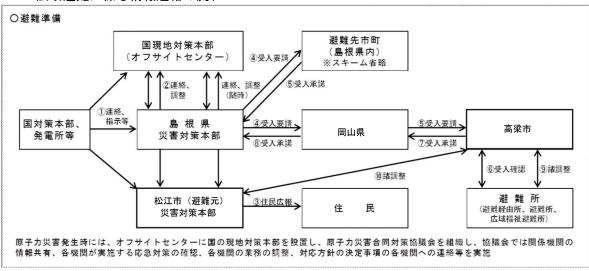
3. 連絡体制

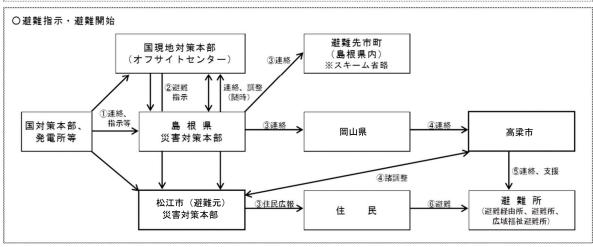
発電所において、事故・トラブル等が発生した場合、島根県が、事故、災害の状況、避難 準備等に関する情報連絡を岡山県に行うこととしています。岡山県は必要に応じて高梁市へ 島根県からの情報連絡を伝えます。

また、広域避難に係る情報連絡の流れについては、図-1のとおりとします。

なお、高梁市は松江市(避難元)と日頃から情報交換や訓練等を通じて、松江市(避難元) との円滑な連絡調整を行うことができる体制を構築し、災害時には松江市(避難元)の連絡員 の派遣を受け入れます。

図 - 1 広域避難に係る情報連絡の流れ





4. 避難者受入活動

(1) 避難の方法

自家用車で避難する場合、渋滞を緩和させるため乗り合わせを原則とし、定められた 避難ルートにより避難経由所へ向かいます。

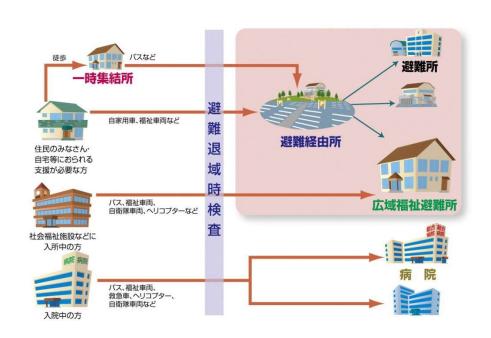
自家用車避難が困難な住民等は、島根県が国、関係機関の協力を得て確保するバス等 の公共的手段による避難を実施することとしています。

避難者は予防的防護措置として放射性物質放出前に避難等を行った場合を除き、島根 県が避難経路等に設置する検査場所において避難退域時検査を行った後に避難経由所へ 向かいます。

なお,松江市(避難元)は地区ごとにあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定して おり、「島根県広域避難計画」に示しています。

広域避難のイメージは、図-2に示します。

図-2 広域避難のイメージ



注)避難経由所及び広域福祉避難所を優先して開設します。 避難所は、受入スペースの状況を踏まえ、順次開設します。

(2) 避難者受入手順

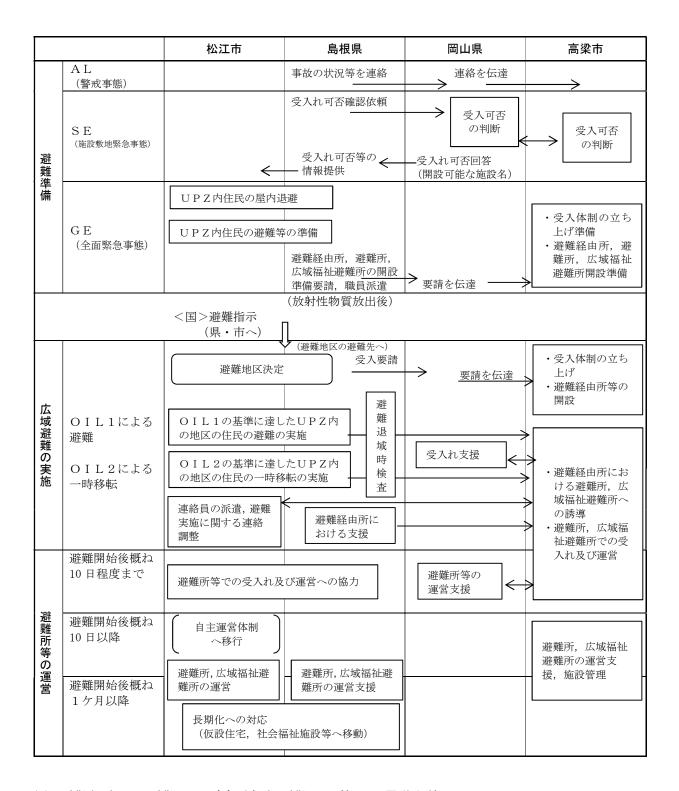
- ① 島根県は、岡山県を通じて岡山県内の避難先市町村(高梁市を含む。)に対して受入れ可否の確認依頼を行います。(SE段階を想定)
- ② 依頼を受けた高梁市は避難所等の開設に係る人員等にも留意しつつ、避難経由所や、開設可能な避難所及び広域福祉避難所の確認を行った上で、岡山県へ受入れの可否を報告します。

- ③ ②の報告結果をもとに、岡山県から受入れの可否を島根県へ回答します。この際、高 梁市が開設可能とした避難所等の施設名称等についても島根県に連絡するものとしま す。
- ④ ③を受け、島根県は松江市(避難元)とも調整の上、岡山県を通じて高粱市に対して 避難所等の設営準備の要請を行うとともに、職員を派遣します。(GE段階を想定)
- ⑤ 要請を受けた高粱市は、受入体制の立ち上げや避難所の設営準備等を行います。
- ⑥ 緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で示された基準により、避難対象となる区域を特定し、国から避難等の指示が行われると、島根県はこの指示対象区域の避難先市町村に岡山県を通じて避難者の受入要請を行います。(OIL1,OIL2)
- ⑦ 高梁市に受入要請があった場合,避難経由所,避難所及び広域福祉避難所を開設し, 受入体制を整えます。物資や人員等が不足する場合は,岡山県へ支援を要請します。
- ⑧ 避難対象となった東出雲町揖屋地区の住民等は、松江市(避難元)の指示に従い高梁市への避難を開始し、高梁市は受入を行います。この際、松江市(避難元)から高梁市に連絡員が派遣されるので、高梁市と松江市(避難元)の間で、避難に関する諸調整(避難バスの台数・出発時刻等把握できる避難状況、避難先の準備状況等)を行うものとします。島根県が実施計画に基づき避難退域時検査を実施するとともに、高梁市の避難経由所において避難者が避難退域時検査済証を所持しているか確認します。なお、島根県は、高梁市への支援、避難者支援等のため避難経由所へ職員を配置し、避難退域時検査済証を持たずに避難経由所等へ来た避難者への対応も当該派遣職員が行います。
- ⑨ 発電所の状況が安定し、避難等の指示がされずに国から屋内退避の指示が解除された場合、松江市(避難元)は一時移転等の防護措置が不要となるので、受入準備をしていた高梁市は、島根県からの連絡(岡山県経由)を踏まえ、準備を解除します。

(3) 島根県及び松江市 (避難元) からの職員派遣

- ① 避難開始前(全面緊急事態)の段階で、島根県は高梁市への支援、避難者支援等のため、避難経由所に職員を派遣します。
- ② 避難決定後、松江市(避難元)は高梁市へ避難実施に関する連絡調整のため、連絡員を派遣します。

図-3 広域避難のフロー図



(4) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の管理・運営主体

① 避難開始当初は、島根県及び松江市(避難元)は住民避難の送り出しに全力をあげなければならないため、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の開設・管理、避難住民の誘導など受入業務については、岡山県及び高梁市が主体的に対応することとしています。

- ② 高梁市は、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所を開設し、避難所施設の管理を行うとともに、初動段階においては松江市(避難元)に代わって、これらの運営を行うこととします。
- ③ 松江市(避難元)は住民避難の送り出しが落ち着いてきた段階から、高梁市へ職員を順次派遣し、高梁市の指示のもと、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の対応を行います。
- ④ 避難開始後概ね1週間から10日後を目途に、避難住民、松江市(避難元)、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行することとし、松江市(避難元)は臨時出張所等現地支援拠点を設け、避難所及び広域福祉避難所との連絡・調整、支援を行います。

第2章 基本方針

1. 避難所運営マニュアルの基本方針

- (1) 避難所は、災害発生直後において、避難者の生命の安全を確保する避難施設として、その後は生活する施設として重要な役割を果たします。
 - ① 避難所で提供される生活支援の主な内容は、次のとおりです。

支援分野	支援項目	内容
安全・生活等	①安全の確保	生命・身体の安全確保
	②水・食糧・物資の提供	飲料水や食糧の供給、被服・寝具等の提供
	③生活場所の提供	就寝・安息の場の提供、最低限の暑さ・寒
		さ対策,プライバシーの保護
保健・衛生	④健康の確保	救護機能,健康相談等の保健医療サービス
• 医療		の提供
	⑤衛生的環境の提供	トイレ・入浴・ごみ処理等
情報	⑥生活支援情報の提供	営業店舗や開業医の情報
	⑦復興支援情報の提供	生活再建・仮設住宅・復興情報
コミュニティ	⑧コミュニティの維持・形	避難者同士の励まし合い・助け合い
	成の支援	従前のコミュニティの維持

- ② 物資等の必要数量を把握する必要から、原則として避難者は世帯単位で避難者名簿へ 名簿登録します。
- ③ 避難所では、出来る限りプライバシーの確保、生活環境の確保に努めます。
- ④ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮することとします。
- (2) 避難所は、避難者の次の避難先(公営住宅、仮設住宅等)への移転等により閉鎖します。
- (3) 避難所の開設は島根県からの要請(岡山県経由)を受けて行い、閉鎖は、高粱市と松江市(避難元)で協議して決定します。
- (4) 避難所では、避難者の自主運営を原則とします。
 - ① 避難開始後概ね1週間から10日後を目途に,避難所では,避難者が自主的に避難所を 運営するために,避難者の代表者,避難所の担当職員(松江市職員)及び避難所の管理 者等で構成する「避難所運営委員会」を設置し,運営に関わる事項を協議・決定し,運 営します。
 - ② 避難所では、避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、「避難所共通理解ルール」を遵守します。その内容は<u>P.12【別記】「避難所における共通理解ルール」(例)</u>を参考に、避難所運営委員会が避難所それぞれの実情に応じて定めます。
 - ③ 避難所の運営が特定の人々のみに過度の負担を与えないように、避難所の担当職員、避難所の管理者を含めて、できるだけ交替や当番制等により全体で対応することとします。
 - ④ 避難所に入所した避難者は、受け入れた部屋・区画ごとに「居住組」を組織して、避難所の運営に参加することになります。
- (5) 自主運営体制移行後,松江市(避難元)の地区現地対策本部(臨時出張所等松江市の現地支援拠点)は,避難所の後方支援を行います。高梁市は避難所施設の管理のほか,松

江市 (避難元) の支援を行います。

(6) 松江市(避難元)は、高梁市の協力を得ながら、要配慮者のニーズへの対応を行います。

2. マニュアル対象者

このマニュアルを使うことを想定している人,又は組織等は次のとおりです。 高梁市,松江市(避難元)を含むすべてが対象となります。

(1) 高梁市の担当職員

松江市(避難元)の体制への移行まで避難所の開設・運営のため、避難所に派遣される 高梁市の担当者です。ローテーションによる交替者も含みます。

(2) 避難所の管理者

避難所となる施設の管理者(学校の場合は教職員、公共施設の場合はその施設の職員又は指定管理者)です。(ローテーションによる交替者も含みます。)

(3) 避難者の代表

避難所開設時に避難者を代表する人です。避難地区の町内会,自治会の役員等を想定しています。避難所運営委員会が設置されるとその役を同委員会に移行し,任務は終了します。

(4) 避難所運営委員会

避難所の運営に関することを避難者が主体的に協議・決定するために,避難者の代表者, 避難所の担当職員,避難所の管理者等で構成する運営機関です。

(5) 居住組長

避難者の部屋・区画ごとに選出した避難者の代表者で、物資等の配給や当番等の業務を 行う人です。

(6) 避難所の担当職員

避難所の運営のため、避難所に派遣される松江市(避難元)の担当者です。ローテーションによる交替者も含みます。

(7) 会長, 副会長

避難所運営委員会の業務を総括又はこれを補佐するために選任される人です。

(8) 班長

避難所運営委員会の業務を執行するために設置される各居住組から選出された人で構成する各班の責任者です。

(9) 避難者

避難所施設に受け入れている避難者(避難所敷地内の屋外に避難している者も含む。) で避難所運営委員会による運営に協力するとともに、交替で当番等の業務を行います。

【別記】「避難所における共通理解ルール」(例)

この避難所における共通理解ルールは次のとおりです。

守るようにお願いします。また、自主的に避難所運営に参加してください。

○○避難所運営委員会

- 1. この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表者、避難所の担当職員及び避難所の管理者等からなる避難所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を組織します。
 - (1) 運営委員会は、毎日午前〇時と午後〇時に定例の会議を行います。
 - (2) 運営委員会の業務の執行にあたるため、調整班、情報班、相談班、食糧・物資班、保健班、要配慮者支援班、環境班、巡回警備班、ボランティア班を避難者等で組織します。
- 2. 避難者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所するときは、運営委員会に転居先を連絡してください。
 - (2) 犬、猫等のペットを室内に入れることは禁止します。また、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
- 3. ○○室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋,又は危険な部屋には避難できません。 また,避難所では利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 4. 食糧・物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。ただし、必要がある場合は、要配慮者等、優先順位を定め配給をします。
 - (1) 食糧・生活物資は、避難者の居住組ごとに配給します。
 - (2) 特別な事情がある場合は、運営委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - (4) ミルク・おむつなど特別な要望は、○○室で対応します。
- 5. 避難所では、お互いのプライバシーや生活環境の確保にできる限り努めます。
- 6. 消灯は、午後○時です。
- (1) 廊下・通路は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
- (2) ○○室等管理に必要な部屋は、防犯等のため点灯したままとします。
- 7. 放送は、午後○時で終了とします。
- 8. 電話は、午前○時から午後○時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします。 (携帯電話も所定場所以外での使用は禁止します。)
- 9. トイレの清掃は、午前○時、午後○時に、避難者が交替で行うことにします。
 - (1) 清掃時間は、放送します。
 - (2) トイレの使用は、トイレに表示してある注意事項を守って使用します。
- 10. 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。
- 11. ごみは、分別して指定された場所に出してください。
- 12. 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 13. その他避難所の利用などについて施設管理者から要請があった場合には、要請事項を遵守してください。

第3章 避難経由所の開設・運営

1. 避難経由所設置の目的

避難経由所は初期段階における避難所運営の負担軽減、渋滞緩和等のために設け、避難者は、社会福祉施設入所者等を除き原則、直接避難所ではなく、避難経由所へ向かいます。 避難所は、避難経由所での集結状況により段階的に順次開設します。

(避難経由所を開設するメリット)

- ・ 避難経由所において,避難者の振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき, 高梁市の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ・ 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保 でき、高梁市内の渋滞緩和及び避難所における駐車場不足の解消が図れる。
- 土地勘がない避難者にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ・ 避難経由所は、避難者への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。

2. 避難経由所の概要

高梁市の避難経由所の概要は以下のとおりです。

施設名	所在地	駐車可能台数
ききょう緑地グラウンド	高梁市落合町近似 93-1	1,100 台 (グラウンドのみ。その他正規駐 車場 379 台 大型バス駐車場 10 台)
有漢総合グラウンド	高梁市有漢町有漢 3349	290 台

3. 避難経由所の開設・運営方法

- (1) 避難経由所の開設準備
 - ① 高梁市は,島根県から避難者の受入の要請(岡山県経由)を受けた場合,要員を招集するとともに,当該避難経由所の管理者に対して,避難経由所を開設する旨を伝え,開設にあたっての協力を依頼します。
 - ② 招集した要員をもって、避難経由所開設に必要な資機材等(避難所説明のための位置 図、通信手段、テント、机など)を避難経由所に搬入・設置します。

(2) 避難経由所の開設

- ① 高梁市は、島根県から避難経由所開設の要請(岡山県経由)を受けた場合、避難経由所に次頁の要員を配置するとともに、施設の開放及び周辺の確認を行うよう指示します。
- ② 高梁市に派遣されている松江市(避難元)からの連絡員と連携し、可能な範囲で避難に関する情報を入手します。
- ③ 誘導グループの要員は前面道路,敷地内道路,駐車場所に配置し,業務委託も検討します。なお、公道上の誘導にあたっては、別途岡山県が警察と協議します。

班名 要員数		主な業務	
公女 ガェーデ	2名	・避難経由所の総括管理	
総務グループ	(うち1名は責任者)	・防災復興推進課との連絡・調整	
佐田 ガル。一プ	2 A	・避難退域時検査済証の確認	
管理グループ 	3名	・避難所の振り分け	
誘導グループ	و م	・避難者の誘導	
防等グループ	3名	避難経由所及び周辺の交通整理	

注) 避難経由所の規模等に応じてグループを統合しても構いません。

(3) 避難所, 広域福祉避難所への避難者誘導

- ① 防災復興推進課は、避難経由所の開設と同時に、避難所及び広域福祉避難所の開設状況を確認し、避難経由所の総務グループへ連絡します。
- ② 管理グループは、避難者が避難退域時検査済証を所持しているか確認するとともに、総務グループから指示を受けた、受け入れ可能な避難所について地図を提示するなどして避難者へ伝えます。(避難退域時検査済証を所持していない避難者については、対応を島根県に引継ぎます。)

在宅の避難行動要支援者など,避難所の設備面で特別な配慮が必要な避難者について は、指定された広域福祉避難所に誘導します。

- ③ 誘導グループは、一般の避難者を避難経由所から指定された避難所へ誘導します。P. 15 「避難経由所から避難所への誘導イメージ(例)」、P. 16「運営例」を参照。
- ④ バスによって避難経由所に到着した避難者は、特段の支障が無ければ、乗車してきたバスで避難所に向かうよう誘導します。この際、バスに乗車している避難者が避難退域時検査済証を所持しているか確認します。
- ⑤ 自家用車で避難経由所に到着した避難者は、徒歩、シャトルバス、自家用車による移動手段を組み合わせて避難所に誘導します。

(4) 避難経由所の閉鎖

避難経由所は、避難開始後日数の経過に伴い減少する避難者数に合わせて体制を順次縮小し、避難が完了する1週間程度で閉鎖します。(避難車両の駐車場として継続利用することはあります)縮小や閉鎖については、避難の状況を踏まえた島根県から岡山県を通じた連絡によります。

(5) その他

- ① 避難所の受入れを円滑に行うため、高梁市は避難経由所と避難所の連絡体制を整えます。
- ② 避難経由所の駐車スペースの残数を確認し、不足する場合は追加の駐車スペース確保 に努めます。
- ③ 体調不良者については、必要な移動手段を確保した上で、病院の紹介などを行います。

避難経由所から避難所への誘導イメージ(例)

1. 避難所が徒歩圏内の場合

避難経由所の要員によって位置図等を渡すなど現在地と避難所を説明。避難者は徒歩で運べる 荷物を持って避難所へ移動する。避難者のその他荷物の自家用車による運搬は、避難車両の出入 りが落ち着いた後とする。



2. 避難所が徒歩圏外の場合 (バス移動)

避難経由所内もしくは車中にて待機させる。順番に最小限の荷物を持ってバスに乗車させる。 避難者のその他荷物の自家用車による運搬は避難車両の出入りが落ち着いた後とする。



3. 避難所が徒歩圏外の場合(自家用車移動)

避難経由所の要員により当該避難所の駐車スペースの場所を説明。(避難所の駐車スペースの場所には,避難経由所と同様に誘導員が必要。)

避難所の駐車スペースから避難所まで徒歩移動する場合は上記1. と同様とし、バス移動する場合は上記2. と同様とする。



避難経由所(ききょう緑地グラウンド)の運営(例)

(1) 総務グループ

- ・避難経由所の総括管理、防災復興推進課との連絡・調整。
- ・避難所、広域福祉避難所の開設状況、収容状況について 防災復興推進課と連絡を取り合い把握する。また、誘導 している避難所の定員が近くなったら次に開設する避難 所への誘導を管理グループに指示する。

(2) 管理グループ

- ・避難者に対し、避難退域時検査済証を所持しているか確認。(所持していない避難者は島根県担当者に引き継ぐ。)
- ・避難者に、開設済の避難所への行き方を説明する。避難 所への誘導パターンは以下の通り。
- ① バスは原則、そのまま避難所へ移動させる。
- ② 自家用車は原則、駐車スペースに駐車させ、シャトルバスにより避難所まで移動させる。(一時待機スペースとしてききょう緑地グラウンド駐車場を利用)
- ③ 避難所に駐車スペースがある場合、または要配慮者が乗車している自家用車については、自家用車のまま避難所(若しくは近隣の駐車場)まで移動させる。その際は、運転手に地図を渡すなど、避難所の位置を説明する。

(3) 誘導グループ

- ・避難経由所内の交通整理、安全の確保。
- ・避難車両を管理グループ担当の配置場所や駐車スペース へ誘導する。

(4)島根県派遣職員

・避難経由所運営補助のほか、避難退域時検査を受けていない避難者の対応を行う。

避難者誘導方法(例)※駐車場1.3への誘導



避難経由所(有漢総合グラウンド)の運営(例)

(1) 総務グループ

- ・避難経由所の総括管理、防災復興推進課との連絡・調整。
- ・避難所、広域福祉避難所の開設状況、収容状況について 防災復興推進課と連絡を取り合い把握する。また、誘導 している避難所の定員が近くなったら次に開設する避難 所への誘導を管理グループに指示する。

(2) 管理グループ

- ・避難者に対し、避難退域時検査済証を所持しているか確認。(所持していない避難者は島根県担当者に引き継ぐ。)
- ・避難者に、開設済の避難所への行き方を説明する。避難 所への誘導パターンは以下の通り。
- ① バスは原則、そのまま避難所へ移動させる。
- ② 自家用車は原則、駐車スペースに駐車させ、シャトルバスにより避難所まで移動させる。(一時待機スペースとして有漢総合グラウンド駐車場を利用)
- ③ 避難所に駐車スペースがある場合、または要配慮者が乗車している自家用車については、自家用車のまま避難所(若しくは近隣の駐車場)まで移動させる。その際は、運転手に地図を渡すなど、避難所の位置を説明する。

(3) 誘導グループ

- ・避難経由所内の交通整理、安全の確保。
- ・避難車両を管理グループ担当の配置場所や駐車スペース へ誘導する。

(4)島根県派遣職員

・避難経由所運営補助のほか、避難退域時検査を受けていない避難者の対応を行う。

避難者誘導方法(例)※駐車場1.3への誘導



第4章 避難所の開設

1. 全体的事項

- (1) 避難所の開設は、原則として、高梁市の担当職員が、防災復興推進課からの指示に基づき施設の管理者と連携して実施します。
- (2) 避難所となる施設では、施設内の機器の使用等施設管理上の対応が必要となります。従って、避難所の管理者及び職員に対し、できる限りの協力を要請します。
- (3) 状況に応じて迅速に対応するため、高梁市は事前に、施設管理者等と鍵の保管方法・管理 方法及び施設設備等の使用方法等について協議し、決定しておきます。(2.施設の解錠・ 開門の項参照)
- (4) 高梁市の避難所 (候補施設) の概要は以下のとおりです。
 - ① 避難所 (候補施設)

施設名	所在地	電話番号	受入可能人数
高梁市民体育館	落合町近似 267-7	0866-22-1880	1,980 人
高粱小学校	落合町近似 504-1	0866-22-2118	400 人
高梁中学校	落合町近似 1260-1	0866-22-2403	550 人
巨瀬地域福祉センター	巨瀬町 4864-1	0866-25-0001	280 人
巨瀬小学校	巨瀬町 4966-2	0866-25-0004	330 人
落合研修会館・落合勤労福祉会館	落合町阿部 2303	0866-22-2932	480 人
落合小学校	落合町阿部 1686	0866-22-2933	380 人
有漢生涯学習センター	有漢町有漢 3387	0866-57-2013	820 人
有漢体育館	有漢町有漢 3387	_	560 人
有漢中学校	有漢町有漢 3406	0866-57-2008	300 人
成羽体育館	成羽町成羽 2251-1	_	250 人

※1人/2㎡にて計算

② 広域福祉避難所 (候補施設)

施設名	所在地	電話番号	受入可能人数
高粱総合文化会館	原田北町 1212	0866-22-1040	126 人
高梁市文化交流館	原田北町 1203-1	0866-21-0180	72 人

2. 施設の解錠・開門

直ちに避難所を開設する必要がある場合は、次の連絡先に連絡し、鍵を開け、門を大きく開き、秩序ある避難誘導を行います。

鍵の所有者リスト

施設名	鍵管理者	連 絡 先
有漢体育館	有漢地域局	0866-57-3200
成羽体育館	成羽地域局	0866-42-3211
高梁総合文化会館	(株) 吉備ケーブルテレビ	0866-21-0123

3. 避難所の開設準備

高梁市の担当職員又は避難所の管理者は、協力者を募り、「避難所開設のためのチェックリスト」〔様式1〕(【別冊】原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル【島根原子力発電所事故対応】[様式集])により、実施項目に洩れがないか確認しながら、手分けして開設準備を行います。

(1) 設備などの安全確認

高梁市の担当職員は施設が安全に使用できる状態か確認した上で,施設機能(電気・ガス・ 上下水道・電話・放送設備等)が正常に機能するかを調査します。また,備蓄倉庫がある場合は,場所などを確認します。なお,不備等があれば修繕等の対応を行います。

- (2) 居住スペース、各種共有スペース及び立入禁止スペースの指定
 - ① 安全確認結果をもとに、避難者の居住スペース、各種共有スペース及び立入禁止スペースを指定します。施設(敷地を含む。)のどの部分を避難者の居住スペース等として利用するかについては、高梁市の担当職員が避難所の管理者と協議し決定します。
 - ② 避難者の居住スペースは、可能な限り屋内を使用します。避難者 1 人当たりのスペースは、施設内の居住スペースと避難者数により異なりますが、 $2 \sim 3$ ㎡を割り当てます。幅 1 m程度の通路の確保も必要です。
 - ③ 避難所の管理・運営上必要のため指定された部屋等については、原則、避難者の立入りを禁止します。
 - ④ 居住スペースは、養生テープ等により通路及び個々の居住スペースの境界を表示します。 (必要に応じてマット等の敷設を行います。)
 - ⑤ 各種スペースに使用する部屋の中にある物品は,必要に応じて他の部屋又は建物に移動させます。(移動先は施設管理者と現地で相談します。)
 - ⑥ 居住スペースには避難者が使用するゴミ箱を設置します。(共有スペースには必要に応じて設置します。)
 - (7) 可能な限りダンボール等による間仕切り等を設置します。
- (3) 避難者の居住スペースが足りない場合は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦などの要配慮者を優先して屋内に避難させます。また、階段の昇降などへの配慮から可能な限り1階の部屋に避難させます。
- (4) 受付, 避難所看板等の設置

受付場所は、居住スペースの玄関近くに設け、避難所の入口に避難所看板を設置します。 また、避難者が混乱しないよう誘導のための表示(張り紙等)を設置します。

(5) 避難所運営事務室の準備

高梁市担当課及び松江市等との連絡手段の確認及び避難所運営事務を行うスペースを確保します。なお、初動期では、施設が保有する電話、FAX、パソコン等を借用して事務を行うこととなるので、施設管理者の協力を得る必要があります。

(6) 避難所に具備する施設設備等の目安、避難所に設けるスペースの目安については、P.25 ~26【参考1】避難所に具備する施設設備等の目安、P.27~28【参考2】避難所に設けるスペースの目安を参考にしてください。

4. 避難者の受入れと誘導

高梁市の担当職員又は避難所の管理者は、避難者を施設内へ誘導します。

なお,避難者は長距離移動で疲労していると思われますので,受入れ手続きをできるだけ円 滑に行うよう配慮します。

- (1) 避難者の受付
 - ① 「避難者名簿」〔様式2〕(【別冊】原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・ 避難所運営マニュアル【島根原子力発電所事故対応】[様式集])を、避難受付時に記入してもらいます。しかし、人数が集中した場合は、避難後速やかに、(2)で定める居住組の組長の協力を得て記入してもらいます。
 - ② 「避難者名簿」は、安否確認の対応、食料・物資の避難者全員への安定供給並びに避難者の状況を把握するために必要ですので、迅速かつ正確に登録・管理します。
 - ③ 「避難者名簿」は、世帯・家族単位とし、各世帯等の代表者に記入してもらいます。
 - ④ 「避難者名簿」には、避難者の氏名・性別・年齢・続柄・被災以前の住所・避難者の状況などを記入してもらいます。
- (2) 避難者の取りまとめ (居住組の編成)
 - ① 避難者の代表は、避難者の不安を少なくするために、高梁市の担当職員、避難所の管理者の協力を得ながら、可能な限り町丁目等の近隣の避難者ごとに、居住組を編成するよう配慮します。
 - ② 原則として世帯を一つの単位として居住組を編成し、各居住組には1人ずつ組長を置きます。
 - ③ 居住組の編成には、高齢者や障がい者などの要配慮者だけになるような編成はなるべく 避けます。

5. 高梁市(防災復興推進課)への連絡

- (1) 避難所担当職員は, 「避難所状況報告書(第1・2・3報:初動期用)」〔様式3〕(【別冊】原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル【島根原子力発電所事故対応】[様式集])により,速やかに避難者の概数,食糧・飲料水等物資要請の有無,負傷者の状況,周辺状況,運営にあたり不足する人員等など第1報を高梁市(防災復興推進課)に報告します。
- (2) 開設後, 概ね3時間後に第2報, 6時間後に第3報を報告します。
- (3) 報告手段は、原則としてFAXを使用し、電話の場合は常にメモを取るなどして、連絡事項を記録するようにします。(処理した時間、通話相手の氏名等のメモを忘れないこと。)
- (4) 第4報以降は, 「避難所状況報告書(第 報)」〔様式3-1〕(【別冊】原子力災害時 における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル【島根原子力発電所事故対応】 [様式集])により報告します。
- (5) 取りまとめた「避難者一覧表」〔様式2-1〕<u>(【別冊】原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル【島根原子力発電所事故対応】[様式集])</u>は逐次、防災復興推進課へ送付します。(防災復興推進課は松江市へ送付)
- (6) 避難所に負傷者・傷病者等がいる場合は、高粱市担当課に医師の手配又は応急救護所の開設を要請します。

また、高齢者や障がい者など要配慮者のニーズに対し、必要な支援を要請します。

(7) 避難所の収容人数が定員に近くなった場合は速やかに防災復興推進課に対し、その旨を連絡します。防災復興推進課は、避難経由所担当職員に対し、誘導中の避難所が定員に達することを連絡し、次に開設する避難所へ案内するように連絡します。

避難所の収容人数が定員となった場合において,更に避難者が到着した場合,次に開設している避難所を案内します。

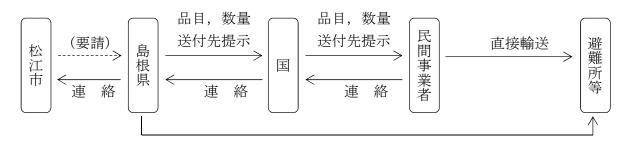
6. 避難所開設の周知・広報

高梁市は、避難所が設置されたことを各種情報伝達手段(市メール・防災ラジオ等)を使って住民に周知・広報します。

7. 食糧・物資等の管理. 配給

- (1) 避難所への食糧や毛布等避難物資については、避難元の島根県及び松江市が、国や関係事業者に要請し、迅速に確保しますが、避難開始直後は、高粱市の備蓄等により対応することもあります。
- (2) 飲料水は一人あたり1日3リットル,食糧は一人あたり1日3食を目安として配給します。また、要配慮者などで、早急に栄養補給が必要な人には優先的に配給します。
- (3) 原則,食糧と水は、居住組ごとに配給します。

図 食糧,物資等の確保に関するスキーム(想定)



8. 体調不良者への対応

避難者に体調不良者がいたときは、病状に応じて病院の紹介などを行います。 避難所には、必要に応じ救護所を設置するよう努めます。(例:学校の保健室、屋外テント等。スペースを考慮すること。)

第5章 避難所の運営・管理

1. 全体的事項

避難開始後、避難元の松江市による運営体制に移行するまで高梁市が運営します。

2. 避難所運営委員会設置以前の対応

(1) 「避難者名簿」の作成・管理

避難所での各種サービスの提供は、避難者数を基礎にしているので、新たな避難者及び退 所者の確認等を行い、現状の避難者の人員を把握します。

① 「避難者名簿」の整理・更新

「避難者名簿」を取りまとめ、「避難者一覧表」〔様式2-1〕(【別冊】原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル【島根原子力発電所事故対応】[様式集])を作成し、防災復興推進課に避難者の入所状況等を報告します。

② 退所者・入所者の管理

ア 退所者に, 「避難者名簿」〔様式2〕(【別冊】原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル【島根原子力発電所事故対応】[様式集])に記入を依頼し, 退所者の情報を管理, 整理します。

イ 退所した人の分の空きスペースを把握し、共同スペースの新規開設や新しい入所者の ために活用できるようにします。

ウ 新たな入所者に、「避難者名簿」に記入を依頼します。

(2) 被災地住民登録票の配布

将来の医療措置や損害補償の参考資料となる「被災地住民登録票」〔様式4〕(【別冊】 原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル【島根原子力発 電所事故対応】[様式集])を世帯人数分配布し、避難者毎に必要事項を記載し、世帯の代 表者に保管してもらいます。

(3) 安否確認情報等問い合わせへの対応

安否情報は、原則として本人の同意を得た上で、作成した避難者名簿により迅速に対応できるように準備します。なお、報道機関等からの避難者の安否に関する問い合わせについては、防災復興推進課が一括して対応するので、その旨を伝えます。

(4) 報告,避難所に係る記録

防災復興推進課への報告が必要な場合は、「<u>避難所状況報告書(第</u>報)」〔様式3-1〕(【別冊】原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル 【島根原子力発電所事故対応】[様式集])により行います。

避難所での出来事を「避難所記録用紙」〔様式5〕(【別冊】原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル【島根原子力発電所事故対応】[様式集]) に正しく記録して残します。

(5) 避難所の運営に関する業務の委託

避難所の運営に関する業務の中で、民間企業・団体、NPO等への委託可能な業務については、業務委託を実施します。

(6) 避難者向けの情報共有手段の確保

情報掲示板を設置し,高梁市や松江市(避難元)からの情報,生活情報等を提供します。

(7) 食糧・物資等の調達

避難者数と必要な食糧・物資の項目及び数量を把握します。

避難直後は、食糧や生活物資の確保が困難なことが予想されますので、島根県や松江市の要請を受けて、備蓄物資の配布や流通備蓄の調達を行います。

また, 避難者自ら又は地域が行う炊き出しに協力します。

(8) ごみの対応,トイレの確保

ごみの収集を実施します。

避難者の人数に応じたトイレを確保するとともに、汲み取り計画を確認します。

(9) 衛生管理

病気の発生を予防し、良好な環境を作るため、衛生管理に配慮します。例えば、手洗いの徹底呼びかけや手指消毒液を確保し、感染症を予防します。

洗濯ができるよう、洗濯機、物干し場を設置します。

シャワーや風呂の確保を行います。難しい場合は、体を拭くための使い捨てタオル等を 確保します。

(10) 寒さ暑さ対策

ストーブの設置、扇風機の設置、毛布の配布等季節に応じた対策を講じます。

(11) 相談窓口の設置

避難者の様々な意見、相談等について適切に対応できるよう相談窓口を設置します。

(12) 要配慮者への対応

名簿により把握している配慮が必要な方への対応を行い,広域福祉避難所への移動が必要な方には移動を検討します。心身の障がい別の留意事項については, P. 29【参考3】心身の障がい別の留意事項を参考にしてください。

外国語による避難所内情報の提供を検討します。

(13) 女性への配慮

女性用更衣室/スペース,授乳室/スペースの設置,女性特有の物資(生理用品等)を 確保します。

(14) 防犯対策

夜間1人で行動しないなど自衛の呼びかけや、警察による警戒の要請などを行います。

(15) ペット (家庭動物を指し、補助犬を除く) への対応

飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための避難所の状況に応じた居場所 の確保等の対応を検討します。

3. 避難所運営委員会の設置

松江市(避難元)の体制へ移行すると,避難所の運営は避難者の自主運営の原則に基づいて, 避難者を主体とする避難所運営委員会が担います。

避難所運営委員会は、会長、副会長、各運営班長、各居住組長、避難所の担当職員、避難所の施設管理者で構成します。運営委員会はできるだけ男女の委員で構成し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮した運営を行います。

また,具体的な業務を執行・運営するために各運営班をおき,避難所運営会議を開催し,必要事項等を協議決定します。

第6章 避難所の撤収

1. 全体的事項

- (1) 避難者の次の避難先への移転等避難所生活の必要性がなくなると撤収を検討します。
- (2) 避難所の閉鎖に関わる業務は、原則避難所の担当職員が行いますが、撤収期における避難者の合意づくりは、運営委員会が中心となって行います。
- (3) 運営委員会は、避難所施設の原状回復と、避難者の生活再建を重視して運営されます。

2. 情報の提供

避難者に松江市から提供される災害復興計画や応急仮設住宅の整備スケジュール, 避難所の 統廃合情報の提供に努めます。

3. 避難所集約に伴う移動

- (1) 避難所の担当職員,施設管理者は,避難所運営委員会と協議し,避難所の縮小,撤収の時期を調整します。
- (2) 全体的な避難者の減少等に伴い,地区現地対策本部から他の避難所への移動の指示があった場合は,避難所の担当職員,施設管理者,避難所運営委員会は,避難者に対して避難所の移動に関する理解と協力を得るよう十分に説明を行います。
- (3) 避難所を統合する場合には地区・町丁目ごとにまとめ、避難者への影響ができるだけ少なくなるように配慮します。
- (4) 避難所の担当職員は、他の避難所への移動が決定した場合には、移動の日時、荷物等搬送のための車両、人員の確保等について地区現地対策本部等と協議調整を図ります。

4. 避難所の閉鎖時期、撤収準備等避難者への説明

- (1) 避難所の担当職員は、防災復興推進課からの指示を受け、避難所撤収の準備に取りかかります。
- (2) 避難所の閉鎖時期の概ねの目安を立てることにより,避難生活が慢性的に継続されることを回避します。
- (3) 避難所の担当職員は、避難所運営委員会と協力し、避難所の閉鎖時期、撤収準備について 避難者へ説明し十分理解されるよう努めます。

5. 避難所閉鎖後の正常業務体制の準備

施設管理者は、避難所撤収の準備とともに、避難所閉鎖後の施設の本来業務の実施体制の準備を進めます。

6. 避難所撤収準備

- (1) 避難所の担当職員は、避難所の閉鎖にあたり、使用されなかった物資等があった場合は、その種類・数量を防災復興推進課に連絡して移動・処分等を要請します。
- (2) 避難所の担当職員は、避難所管理に使用した記録等を松江市に引継ぎます。
- (3) 避難所運営委員会は、避難所閉鎖をもって解散します。

【参考1】避難所に具備する施設設備等の目安

1. 施設設備

- (1) 一人あたりの占有面積
 - ・居住スペースにおける一人あたりの占有面積は、 $2 \text{ m} (2 \text{ m} \times 1 \text{ m})$ 以上を目安とします。
- (2) プライバシーの保護
 - ・できる限り隣接者と間仕切りを設けます。
 - ・男女別の更衣室を設けます。
- (3) コミュニティスペースの設置
 - ・コミュニティの向上を図るため、避難所の一角の入口に近い場所に、避難者が集うことの出来 るスペースを設けます。
 - ・設置が望まれる物は、テレビ、新聞、インターネット、情報掲示板、伝言板、電気ポット、茶 器セット、パイプイス等
 - ・生活関連設備は、仮設公衆電話、洗濯機、冷蔵庫等(電力容量の確保、給排水の確保等に時間 を要する場合があります。)
- (4) 電気
 - ・設置する電気機器の需要に応じたコンセント数を確保します。
- (5) 生活用水の確保
 - ・洗面、洗濯、清掃、トイレ等に必要な水場を確保します。
 - ・避難者が利用する場所と、生徒、施設利用者が利用する場所をできるだけ分ける。確保できない場合あるいは足りない場合は仮設で確保します。
- (6) トイレの確保
 - ・既存トイレの活用が望ましいが、避難者が利用する場所と、当該施設利用者が利用する場所を できるだけ分けます。
 - ・既存トイレがない場合は仮設トイレを用意します。
- (7) その他設置が望ましい部屋
 - 学習室, 娯楽室等
- 2. 通信回線の確保
 - (1) 通信事業者 (NTT西日本等) に依頼し次の回線を確保します。
 - (2) 本部との通信手段:一般電話,携帯電話,FAX,インターネット回線を確保します。
 - (3) 避難者用の電話
 - ・仮設公衆電話及び携帯電話の充電器を設置します。

3. 生活

(1) 食事

唯一の楽しみであるため、できるだけ温食を用意し、さらに、健康管理に配慮したメニューとします。この際、善意で提供された支援物資や県産品の利活用に留意します。

(2) 入浴

衛生管理だけでなく、心身のリフレッシュに効果的であるため、定期的に入浴できる体制を構築します。

(3) 洗濯

衛生管理上、洗濯を行います。洗濯業務の委託だけでなく、洗濯機を設置します。合わせて、 物干場を設置します。

(4) 寒さ暑さ対策

ストーブの設置、扇風機、エアコン、網戸、毛布の枚数など季節に応じた対策を講じます。

4. 健康管理

健康管理は、個人及び避難所設置者の責任です。このため、精神衛生、体力衛生、予防衛生及び 環境衛生により避難者の健康管理を適切に行います。 専用スペースの設置が望ましいが、困難な場合は、常時相談できる体制及び巡回相談を行います。 避難所では、毎日、避難者の健康確認を行うとともに、メンタルヘルスケアを行います。

5. 安全管理

安全管理は、避難者および避難所設置者の責任です。このため、避難所における災害事故の防止、防犯のため死角を設けないなどの対策を行います。(避難所周辺の街灯設置,24時間の巡回,危険箇所の表示,危険物の除去,火災予防など)

- 6. 生活ルールの設定
 - (1) 避難者に拘束感を与えない範囲で、集団生活を営むのに必要かつ最小限のルールを定め、必要に応じて掲示します。
 - (2) 具体的な項目はP.12を参照。

【参考2】避難所に設けるスペースの目安

- 1. 管理運営用スペース
 - (1) 避難者の受付所
 - ・避難スペースの玄関近くに設けます。
 - (2) 事務室
 - ・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設けます。
 - ・部屋が確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物等は別室(施設管理者の部屋等)で保管してもらいます。又は施設管理者の部屋(職員室等)の一部を利用させてもらいます。
 - (3) 広報場所
 - ・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設けます。
 - ・本部等から避難者への「広報掲示板」と、避難所運営・個人伝達用の「伝言板」を区別します。
 - (4) 会議場所
 - ・事務室や休憩室等において,避難所自治運営組織等のミーティングが行える場所を確保します。 (専用スペースは不要)
 - (5) 仮眠所 (スタッフ)
 - ・事務室等や仮設テント等において、避難所の担当職員等の仮眠所を確保します。
- 2. 救援活動スペース
 - (1) 健康相談等対応スペース
 - ・すべての避難所に専用スペースが設置できるとは限りませんが、施設の医務室を利用するなど して、一次的な健康確認ができる空間を作ります。
 - (2) 物資等の保管室(夜間管理用)
 - ・救援物資などを収納・管理します。食糧は、常温で保存が利くものを除き、保存しません。
 - (3) 物資等の配分場所
 - ・物資や食糧を配布する場所を設けます。できれば、天候に左右されないよう、屋根のある広い場所、又は屋外にテントを張るようにします。
 - (4) 特設公衆電話
 - ・屋根のある屋外などに設けます。
 - ・できれば、避難所内の寝る場所に声が聞こえないところに設けるよう配慮します。
 - (5) 相談所
 - ・個人のプライバシーを確保して相談できる場所を確保します。
- 3. 避難生活用スペース
 - (1) 更衣室(兼授乳場所)
 - ・少なくとも女子更衣室は、授乳場所も兼ねるので、個室(又は間仕切ったスペース)を確保します。
 - (2) 休憩所
 - ・共用の多目的スペースとして設けます。当初は部屋でなくても、イスなどを置いたコーナーを 作って対応することも可能です。会議場所、娯楽場所などとしても活用します。
 - (3) 調理場(電磁調理器具用)
 - ・電力が復旧してから、電気湯沸かしポット、オーブントースター等を設置するコーナーを設けます。 (電力容量に注意が必要)
 - (4) 遊戲場 · 勉強場所
 - ・昼間は子ども達の遊び場として, 夜間は中高生の勉強のために使用します。寝る場所からは少 し離れた場所にします。
- 4. 屋外スペース
 - (1) 仮設トイレ
 - ・原則として屋外で、寝る場所に臭いが届かないところ、し尿収集車の進入しやすいところ、寝

る場所から壁伝いで行ける(高齢者や障がい者が行きやすい)場所にします。

- (2) ごみ集積場
 - ・原則として屋外で、寝る場所に臭いが届かないところ、ごみ収集車が進入しやすいところに、 分別収集に対応できるスペースを確保します。
- (3) 喫煙場所
 - ・原則として屋外に喫煙場所を確保します。
- (4) 飲酒場所
 - ・できるだけ居住スペースとは別の場所を用意するようにします。
- (5) 物資等の荷下ろし場・配分場所
 - ・トラックが進入しやすいところに物資等の荷下ろし場を確保します。
 - ・屋内で広い物資等の保管・配分場所を確保できないときは、屋外に仮設テント等を設けます。
- (6) 炊事・炊き出し場
 - ・避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設設備等を屋外に設置します。
- (7) 仮設入浴・洗濯・物干し場
 - ・原則として屋外で、トラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保できる場所を、 地区現地対策本部と相談して決めます。

【参考3】心身の障がい別の留意事項

障がい別			留意事項											
护	兴	1275	28		・音声による情報伝達や状況説明、避難誘導時等の移動援助									
視 	覚	悍	が	('	・大きな字やメリハリのある色での情報伝達や案内表示									
					・身振りや手振りによる情報伝達や、メモ、携帯電話やスマートフォン等を活									
瑞士	兴	[]	が	1.	用した文字による情報伝達をする。									
中心	見	悍	/) 4	,	・聞こえなくても、口を見て読み取れる場合もあるので、はっきりと口を動か									
					して表情豊かに話す。									
⇒	≑ ∓	[]	が	い	・ゆっくりと、短く、分かりやすい言葉で話しかける。									
言	語	甲	//) 3	('	・話し言葉に表情や身振り、手振りを添える。									
時	佅	不	ф	田	・同じ障害でも、行動や動作の仕方は様々であるので、何が出来て何が出来な									
, IX	745	/ \	Н	Щ	いか本人に確認すること。									
					・多動性や徘徊的傾向のある知的障害のある人には、危険回避のため、その行									
知	的	障	が	い	動に合わせた付き添いや見守りが必要									
														・各家庭などの生活単位ごとに仕切られた空間の確保が望まれる。
					・支援を必要としているが言い出せない人を見つけ、支援するための専門スタ									
精	神	障	が	い	ッフの配置									
					・ついたてや間仕切りの利用、人の少ない場所の確保									
					・医療機器の使用状況や医療機関との連絡方法の確認, 必要な医療機器の確保,									
内	立区	陪	が	L)	治療や処置が受けられるよう配慮が必要である。									
rı	цμ	中	/3"	V .	・人工透析やオストメイト対応トイレが必要な場合は、地区現地対策本部等に									
					連絡すること。									
					・大部屋でなく他の人たちから離れた場所の提供,比較的規模の小さい避難所									
発	達	障	が	い	への移動が望まれる。									
					・情報提供に際しては、個別にその人に合う伝達方法を工夫する。									
					・短時間なら集中できる場合もあるので、こまめに休憩を取るなどする。									
高》	欠脳:	機能	障か	(12	・感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題や場所を変えて									
					クールダウンを図る。									

【参考4】用語解説

【参考4】用語解説	
原子力災害対策重 点区域	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域として、国の原子力災害対策指針を踏まえ、島根県地域防災計画において定められた区域。原子力施設からの距離に応じてPAZとUPZがある。本要領では、以下「重点区域」という。
PAZ (Precautionary Action Zone)	・原子力施設から概ね 5 km圏 ・急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響等を回避するため、EAL (緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)	・原子力施設から概ね5~30km圏 ・確率的影響(放射線を受ける量が多くなるほど現れる確率が高くなるとみなされる影響)のリスクを最小限に抑えるため、EAL(緊急時活動レベル)、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急時防護措置(避難、屋内退避、安定ョウ素剤の予防服用等)を準備する区域
(EAL; Emergency Action Level)緊急時活動 レベル	国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の3つの区分に設定される。
警戒事態 (AL)	・その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態 (SE)	・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生 じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準 備を開始する必要がある段階
全面緊急事態 (GE)	・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生 じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅 速な防護措置を実施する必要がある段階
(OIL; Operational Intervention Level) 運用上の介入レベル	国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断 基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能 な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。
OIL1	・高い空間放射線量率が計測された地点において、被ばくの影響をできる限り減らすため、住民等が数時間内に避難や屋内退避等するための基準・設定値 500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率)
OIL2	・OIL1と比較して低い空間放射線量率ではあるが、無用な被ばくを避けるために、飲食物の摂取制限を行い、1週間程度内に一時移転するための基準・設定値 20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
OIL4	・避難者が避難先へ向かう途中に受ける避難退域時検査における基準 ・設定値 β線:40,000 cpm (皮膚から数 cm での検出器での計数率)

OIL6	・飲食物の摂取を制限する際の基準 ・1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超え るものにつき摂取制限を迅速に実施
避難及び 一時移転	避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの
避難	・空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの
一時移転	・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域であるが、日常 生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地 域から離れるため実施するもの
外部被ばく	体外にある放射線源から放射線を受けること。
内部被ばく	放射性物質を吸入,経口摂取等により体内に取り込み,体内にある放射線源から放射線を受けること。
要配慮者	高齢者,障害者,乳幼児その他の特に配慮を要する者。(災害対策基本法第8 条第2項第15号)
避難行動要支援者	要配慮者のうち,災害が発生し,又は災害が発生するおそれがある場合に自ら 避難することが困難な者であって,その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特 に支援を要する者
施設敷地緊急事態要避難者	「PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。(UPZ(揖屋地区)は該当無し)イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
屋内退避	屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの
安定ョウ素剤の服 用	避難等に併せて安定ョウ素剤を服用することで放射性ョウ素の甲状腺への蓄積 を減らし、内部被ばくの低減を図るもの
避難退域時検査及 び簡易除染	避難退域時検査は、避難者等に放射性物質が基準値以上に付着しているかを確認する検査。簡易除染は、放射性物質が基準値以上に付着していた場合に、拭き取り、水洗、脱衣等検査場所において簡単に行うことのできる除染のこと。
シーピーエム(cpm)	放射線測定器の検出部分に1分間に通った放射線の数を表す単位
ベクレル (Bq)	放射線を出す側に着目した、放射能の量を表す単位
シーベルト (Sv)	人が受ける被ばく線量の単位で、放射線による人体影響に関係づけられる。